

ぎふ

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



2025年・夏

No. 86

センターだより

ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)
(全国料理業生活衛生同業組合連合会会長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、大阪夢洲で、大阪・関西万博が開催されているところです。1970年に開催された大阪万博は、生衛業の「食」の観点から見ると「料理万博」と呼ばれるほど飲食店が充実し、来場者がファストフード等の外食店に初めて接する機会となり「外食元年」とも呼ばれるようになったと言われています。今般の万博の公式ホームページによるとテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」、これを体現するコンセプトが「未来社会の実験場」で、従来の「見る万博」から「参加する万博」へと転換し、来場者に体験を通じて「食」、「技術」、「文化」についての未来社会を考える機会を提供するとあります。とは言え、現状、生衛業を取り巻く環境は、まだまだ非常に厳しいものがあり、「日常・現在」に注力するのが精一杯で将来・未来を考える余裕はないかもしれませんが、先行き不透明な時代だからこそ、この万博開催が生衛業の「将来・未来」を熟考する良い機会と捉え、しっかりとした未来を描き、計画し、実践していくことだと思います。

最後に、当指導センターとしましては、令和7年度におきましても生衛業の振興を図るため、情報の提供と経営相談を始め、融資や補助金等の公的支援メニューに対する相談窓口を開設し、多くの県内生衛業者の皆様への支援を行うとともに、公益法人としての社会的信用の確保に努め、行政当局、各団体・関係機関、各生衛組合の皆様方の御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和七年度 (七月八日現在) 生活衛生営業関係 職員録

◎岐阜県健康福祉部

部長	中西 浩之
次長	後藤 勝
次長	関谷 英治
(生活衛生課)	
課長	安江 智雄
住宅宿泊事業対策監	酒井 有作
食品安全推進室長	政井 和彦
(衛生指導係)	
衛生指導係長	柴田 里美
技術主査	森田 雄文

◎日本政策金融公庫岐阜支店

支店長兼国民生活事業統轄	瀬戸 和人
国民生活事業副事業統轄	

融資第一課長	宮部 善傑
融資第二課長	山田 雅之
融資第三課長	藤井 秀樹

◎同多治見支店

支店長兼国民生活事業統轄	谷 佳樹
融資課長	島居 健一郎

◎岐阜県生活衛生営業指導センター

理事兼事務局長	樋口 行但
事務局次長	大野 一俊
経営相談室長	桂川 誠司
事務職員	山田 明美

ご挨拶

岐阜県知事 江崎 禎英



平素より本県の衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜県知事に就任いたしました江崎禎英でございます。本県には豊かな自然、多種多様な食材、世界に誇るべき歴史や伝統文化など数多くの魅力が揃っております。こうした強みを活かしながら、「安心とワクワク」にあふれ、「人やモノが集まる岐阜県」の実現に向けて、県民の皆様と共に取組をすすめて参ります。

県が掲げる「10の目指すべき目標」の実現を目指して、県民の皆様から広くアイデアを募集する取組も「政策オリンピック」という形で実施しております。組合の皆様からも御意見・御提案をお寄せいただきますよう、お待ちしております。

さて、組合の皆様方におかれましては、日頃より地域に根差した細やかなサービスをもって消費者からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただいているところでございます。

岐阜県生活衛生指導センターが実施する経営相談や講演会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本県では10月には「ねりんピック」の愛称で親しまれております「全国健康福祉祭」の開催をします。世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいる我が国においては、健康寿命を延ばすとともに、高齢者はもちろん、全ての人が、生涯健康で活躍できる社会づくりが求められています。今回の大会では、全国各地から大勢の参加者が来県する予定です。心のこもったおもてなしで全国の皆さんをお迎えするためにも、皆様から御支援・御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますの御発展と組合員の皆様方の御多幸と御健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

令和7年度 生活衛生事業功労者の表彰

去る5月、岐阜市内のホテルパークにおいて、生活衛生事業功労者の表彰式が行われました。今年度表彰を受けられた方は次に記載の方々です。表彰式に引き続き、県指導センター理事会及び県連合会総会が開催され、令和6年度事業報告、決算報告等が承認されました。

令和7年度生活衛生事業功労表彰を受けられた方

栄えある御受賞おめでとうございます (敬称略)

岐阜県知事表彰(2名)

組合員の部

クリーニング業 鷺見 國男 (岐阜市)
喫茶飲食 長谷川法子 (岐阜市)



表彰状を授与される受賞者の方

全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状(2名)

組合役員の部

飲 食 高橋 昌嗣 (岐阜市) 社交飲食業 山本安都子 (郡上市)

岐阜県生活衛生同業組合連合会長表彰(7名)

クリーニング業 伊藤 修 (八百津町) 伊藤 啓次 (瑞浪市) 喫茶飲食 家崎 恵子 (羽島市)
飲 食 渡辺 永悟 (可児市) 山田 正治 (多治見市) 新谷 浩之 (中津川市) 岡田 沙美 (大垣市)

岐阜県生活衛生同業組合連合会長感謝状(3名)

岐阜県理容生活衛生同業組合 前理事長 滋野 昭和 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合 前理事長 箕浦 賢治
岐阜県飲食生活衛生同業組合 組合員 新妻 一子

岐阜県生活衛生営業指導センターから

令和7年度 事業計画の概要

県指導センターとしては、生衛業の経営健全化及び振興を通じ、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者、消費者の利益の擁護に資するため、次の各種事業を積極的に推進します。また、生衛業者に対する各種の支援に加え、生衛組合の組織基盤の強化及び組合活動活性化についての支援を行います。

事業遂行にあたっては、生活衛生関係行政機関の指導を受けながら、全国生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合（生衛組合）及び日本政策金融公庫との連携を密にして、事業展開していきます。

主な推進事業

○研修講習事業

・経営特別相談員研修会

知事から委嘱を受け、経営に関する指導等を行う経営特別相談員に対する資質の向上を図るため、研修会を開催します。

・経営特別相談員養成講習会

新たに経営特別相談員として推薦のあった方々に対し、経営特別相談員の基礎的知識を修得するための養成講習会を開催します。

○相談指導事業

・生活衛生関係窓口相談事業

県指導センター内に相談窓口を置き、生衛業者、利用者・消費者等からの相談に応じます。

※通常の窓口相談に加え、生衛業者への国、県等が実施する経済諸施策に対応した相談会を随時開催します。

・地区生活衛生営業相談指導事業

地域に密着した相談指導窓口として、県内5地区（岐阜、西濃、中濃、恵那、飛騨）に「移動相談室」を開設し、地域の生衛業者の経営相談に応じます。

※上記の5地区の「移動相談室」においても、生衛業者への国、県が実施する経済諸施策に対応した相談に応じます。

・税務相談等事業

納税又は申告の時期に合わせて、税理士等専門家を派遣し、県内の7税務署管内（岐阜北、岐阜南、大垣、関、多治見、中津川、高山）で、生衛業者向けの無料税務相談会を実施します。

○消費者コールセンター事業

消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備して生活衛生関係分野の質の向上を図るため、学識経験者、消費者代表、事業者団体等で構成する検討会議を開催し、消費者への適切な相談体制の構築を図ります。

○後継者育成支援事業

生活衛生営業の経営者の高齢化、後継者難といった課題に対処するため、若年者の生衛業に対する職業観の醸成と就業意識の向上を図り、もって生衛業界全体の後継者育成に繋げることを目的として、希望する学校等へ赴き生衛業の「職業体験学習」事業を実施します。

○標準営業約款登録事業

理容、美容、クリーニング、一般飲食店営業の標準営業約款（Sマーク）登録の促進や利用者に対して登録店の利用広報を行います。

○クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

法律に基づく知事の指定のクリーニング師研修会・業務従事者講習会を開催します。

・第1型研修（県内3会場で開催予定）

・第2型講習（年1回開催）

○情報提供・広報事業

生活衛生に関する情報を広く一般に提供し、消費者や利用者の利便を図るとともに、事業者に対しては、生活衛生水準の向上や安定した経営に有益な情報提供を行います。広報媒体として、機関紙「ぎふセンターだより」、県指導センターホームページ等を通じて積極的に発信してまいります。

・機関紙「ぎふセンターだより」等の発刊

年2回発行し、各生衛事業者等に配布します。

また、「指導センター及び生衛組合の認知度向上パンフレット」を活用し、生衛業関係者、行政、一般の方に、指導センターの役割、組合加盟店の取組み等広く周知・紹介し、生衛業の振興及び組合加入促進に繋がります。

・県指導センターホームページの活用

当センターのホームページを活用し、生衛業関係者を始め、広く一般の方に生活衛生関連情報を提供します。

各種調査事業

生衛業の健全な育成と融資制度の充実等に資する基礎資料を得るため、関係生衛組合の協力を得ながら必要な調査を実施します。

・生衛業経営状況調査

・生衛業景気動向等調査ほか

生衛業の皆さまへ

「経営支援地区相談会」のご案内

県指導センターでは、生衛業者の皆様に、公的支援策等の活用を通じた事業継続・経営再建支援を目的に、**無料の相談会を開催します。**

(相談内容)

- 各種支援策の利用・申請等（持続化補助金、業務改善助成金等）
- 融資（設備・運転資金）
- デジタル化対応相談（デジタル活用、IT導入補助金等）
- 事業承継に関する相談
- 税制活用相談（中小企業投資促進税制、インボイス制度等）
- その他人事労務などの経営相談

*相談は、当指導センター指導員、経営コンサルタント、行政書士、社労士、税理士、日本政策金融公庫職員等が担当します。

なお、日本政策金融公庫職員については、9月の総合庁舎のみの融資相談となります。

***相談は事前予約が必要ですので、電話、又はFAX等で当指導センターあてご予約ください。**

*申込書は、当指導センターのホームページに掲載していますので、ご利用ください。

【県総合庁舎会場】

	西濃総合庁舎		中濃総合庁舎		恵那総合庁舎		飛騨総合庁舎	
	大垣市江崎町 422-3		美濃市生櫛 1612-2		恵那市長島町正家後田 1067-71		高山市上岡本町 7-468	
	0584-73-1111		0575-33-4011		0573-26-1111		0577-33-1111	
	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
8月	22日(金)		8日(金)		1日(金)		19日(火)	
9月	26日(金)	2-3会議室	12日(金)	1北会議室	5日(金)	5C会議室	11日(木)	厚生1 会議室
10月	30日(木)		10日(金)		3日(金)		20日(月)	

【岐阜会場】県シンクタンク庁舎（岐阜市葦田南5-14-12）

	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場
8月	6日(水)		13日(水)		20日(水)		27日(水)	
9月	3日(水)	3-1会議室	10日(水)	3-1会議室	17日(水)	3-1会議室	24日(水)	3-1会議室
10月	1日(水)		8日(水)		15日(水)		29日(水)	

消費者コールセンター
事業連絡会議を開催

平成25年度から、消費者からの苦情相談や、営業者の消費者対応について、適正に処理する体制を構築するため、関係者による連絡会議を開催しています。令和5年度に引き続き、クリーニング業に関する苦情相談について、一般消費者代表、行政機関（県生活衛生課、県民生活相談センター）及びクリーニング業組合役員の出席のもと、令和7年2月に協議会が行われました。

最初に、県民生活相談センター（以下「県民センター」という。）から、令和5年度における生活衛生分野の相談件数としては、理美容に関する件数が多く188件、衛生サービスで53件、健康関連28件、クリーニング23件、浴場4件となっている。令和6年度のクリーニングの相談件数として、2月19日現在で18件となっている。内容は、クリーニングの物理的被害と客の依頼したクリーニング物とは違う物が返ってきたという取り違いによる相談が多い。損害

が発生した場合の補償基準については専門の窓口にお問い合わせをしていただくようお願いしている状況です。県民センターは、消費者と事業者との間の民事上のトラブルを消費者法に基づき紛争解決する機関ですが、直接、事業者には是正や賠償を求める指導機関ではなく、あくまでも消費者に対し自力での救済を助言する機関であると説明がありました。

県生活衛生課からは、保健所に寄せられたクリーニング業に関する苦情件数は、令和3年度から6年度においてはほとんどなかった。苦情ではないが、令和5年度の事例として、「病院内の洗濯場での洗濯業務受託はクリーニング業に該当するか」との質問があり、「クリーニング業法に該当する」と答えています。

また、クリーニング業者は、クリーニング業法第三条に「営業者の責務」についての規定があり、遵守していただきたいとの説明がありました。

クリーニング業組合からは、損害補償について、組合は、専門の窓口ではないことを理解していただきたい。この件に関し、県民センターからの安易な組合への紹介があることを苦慮している状況です。組合員

店については、役員を通じて対処するよう指導しますが、損害賠償の割合とか、これだけ補償しなさいといった指導はしていません。損害賠償について、組合としては、客と組合員店との間で解決するのが原則であるとの立場を取っています。非組合員店には、指導する立場にないので、話を聞くだけです。損害賠償については、組合員店、非組合員店も対応は同じであり、この点について、県民センターにおかれては、考慮していただきたいと思います。

賠償基準については、全ク連が所管しているが、クリーニングする服自体、何年経過しているか不明であるものや、品質的にクリーニングすると伸びたり縮んだり、色が出やすいとかの傾向のある製品もあるし、服に付いているタグも間違っていることがある。このことは、メーカー側にも多分の責任がある様に思います。このため、組合、県民センター、メーカーで何らかの情報共有できる場があればクリーニング業界としてはクレーム・トラブルの問題解決がしやすくなると考えています。

また、組合として、クリーニングの依頼物については、受付の段階で依頼物を入念にチェックし、仕上がり時においても依頼物を隅々まで見て間違いのないように納品するように指導し、クレームの発生がないように努めているところですよとの説明がありました。



消費者問題について協議を行う関係者

クリーニングの苦情は、解決ができない厄介な事例が多いため、本連絡協議会としてもより一層の情報を共有して対応して行く必要があります。

総じて、消費者相談やクレーム等の事例に対しては、指導センター、行政機関、県民生活相談センター及び関係組合が情報やノウハウを共有することで、トラブルの未然防止に繋がり、もって、消費者の信頼を得ることができるものと期待されます。

県知事委嘱の 「経営特別相談員」誕生

「生活衛生営業経営特別相談員」は、県内の生衛組合からの推薦により岐阜県知事から委嘱された方々

で、営業の近代化、合理化を促進して業界の健全な発展向上を図るため、特に経営、生活衛生貸付等の面において、身近な相談指導を行っています。

令和7年2月に養成講習会が開催され、新たに3名の方に委嘱されることとなり、令和7年4月1日付けで岐阜県知事から委嘱状が交付されました。今後の皆さんの御活躍を期待します。



養成講習会を受講されている新任特別相談員の方々

◎新任の経営特別相談員は次の方々です よろしくお願ひします

理 容	船 橋 孝 之(関 市)
クリーニング	古 田 能 久(下呂市)
飲 食	伊 藤 順 昭(岐阜市)

●特相員研修会開催のお知らせ

令和7年度の「経営特別相談員研修会」を下記のとおり開催します。詳細は、後日組合より御案内がありますので、特相員の方は是非御参加願ひます。

今年度も、岐阜、高山の2会場で開催しますので、都合のよい会場で研修を受けてください。

○岐阜会場

- ・日時：9月18日(木) 10:40～15:40
- ・場所：岐阜市湊町 ホテルパーク

○高山会場

- ・日時：10月22日(水) 10:40～15:40
- ・場所：高山市花岡町 ひだホテルプラザ

○主な研修内容

- ・特相員の知識・資質向上に関する科目
- ・収益力向上施策に関する科目
- ・公庫融資に関する科目 等

*研修内容は2会場とも同じ内容で実施します。

クリーニング師研修会等の開催

クリーニング師及びクリーニング業に従事する方は、「クリーニング業法」により3年に1度知事の指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。今年度も、岐阜県知事の指定を受けて当指導センターで研修・講習を開催します。

令和7年度～9年度までの第13クールの研修・講習では、次のポイントを中心にクリーニング業界が消費者から求められている諸問題を取り上げ詳しく解説します。

(主なポイント)

- ①クリーニング問題の発生原因やトラブル防止のポイント
- ②繊維及び繊維製品の知識や技術の向上策について
- ③洗濯物の処理に関する知識と技術の提供について
- ④コンプライアンスを重視した従業員管理や環境保護への取り組みなど、法令等に留意したクリーニング業界を取り巻く最新情報の提供について



クリーニング師研修会の様子（令和6年度岐阜会場）

今年度のクリーニング師研修は、次のとおり県内3会場（岐阜地区・飛騨地区・東濃地区）で開催します。安心・安全を求める利用者や消費者の信頼を確保するためにも、必ず研修・講習を受講しましょう。

令和7年度クリーニング師研修会の予定

	開催場所	開催日
岐阜地区	OKB ふれあい会館 302 会議室	12月 7日(日)
東濃地区	東濃西部総合庁舎 大会議室	11月 10日(月)
飛騨地区	飛騨総合庁舎 中会議室	10月 24日(金)

研修・講習を受講修了された方には、修了証書、修了済ステッカーが交付されます。このステッカーは、新しい知識を習得し、サービスの向上を図っているお店の証です。この研修・講習についての詳細は、当指導センターまでお尋ねください。

ぎふ生衛組合活性化塾の開催

生衛組合の将来を担う若手組合員、リーダー、後継者、事務局職員等を対象に生衛法、生衛組合、生衛業界の現状と課題を学び議論する研修会を令和7年1月に、岐阜市内のじゅうろくプラザで開催しました。



ぎふ生衛組合活性化塾の様子

最初に、福岡県生活衛生営業指導センター理事田村聡氏から「福岡県における生衛組合の組織強化及び活性化」と題して、「生衛組合の意識強化・活性化」「福岡県生衛組合の加入増加事例」の2点について、説明を受けました。

第1点目は、指導センターと組合で認識の共有化の徹底が必要である。組合の意識強化・活性化には人材育成と支部活動の活性化が肝要で組合本部の支部への支援が重要である。福岡県指導センターとしては、組合が実施する人材育成研修（各種会合）への講師派遣を毎年実施し、組合の組織強化・活性化に向けての支援を行っている。

第2点目は、料飲業連合会の取り組みとして、連合会の理事長さんが中心となって活動している。組織体制や指揮系統の明確化、役員の意識改革を図るとともに、組合加入キャンペーン（7月、11月実施：具体的な数値目標を設定、新規獲得件数を競争、優秀な組合を表彰）の実施で組合員増加に繋がっている。

続いて、岐阜県内の生衛組合の活動の取り組みとして、県理容生活衛生同業組合廣瀬副理事長、県喫茶飲食生活衛生同業組合牧野事務局長、県飲食生活衛生同業組合伊藤事務局長から各々発表がありました。

その後、参加者を交えた意見交換会を実施しました。

最初に、コメンテーターの全国生活衛生営業指導センター研究員桑原廣美氏から、県内3組合の活動発表内容についてのコメントがあり、続いて、全国の生衛組合の注目すべき事例として、山口県飲食組合、岩手県飲食組合の活動内容について紹介がありました。最後に、生衛組合の組織強化・活性化には、組合員の意識改革と行動実施が必要で、組合本部も支部もみんなで考え行動することが肝要であるとのコメントがありました。

参加者からは、組合の加入促進、活性化について活発な意見が出されました。「生衛組合の存在意義を再確認した。組合の役割を理解し、組合活動をしていきたい。」等の意見があり、実りのある研修会となりました。

「喫茶」「洋食」「中華」は全国第1位!

～統計から見た 岐阜の「外食」の動向～

この度、総務省「家計調査」の令和6年調査結果がまとまり、令和4年から令和6年までの3カ年平均の県庁所在地等の主要都市別順位が発表されました。この結果によると、全国的に「外食」全般にわたり年間の支出額が前年調査に比べ増加傾向にあります。これは、コロナ感染症法上の分類が2類から5類に移行されたことにより多方面の制約が解除され社会は平時に戻り外食の機会が増えたものと思われます。

なお、最新の岐阜市の主な外食消費動向は次のとおりです。

- 「和食」「中華食」は、前年と同様**1位**で、「すし」は、前年3位から**5位**となりました。
- 「喫茶」は、前年同様**1位**を保っています。「洋食」は、前年1位から**3位**となりました。
- 「外食合計」では、前年5位から**7位**となりました。
- 飲食で馴染み深い、そば・うどん、中華そば等の麺類や飲酒関係は、下表のとおりです。
- ・「日本そば・うどん」は、前年同様**4位**に、「中華そば」は、前年同様**22位**となっています。
- ・「飲酒代」については、前年45位から**49位**となっています。



●外食関係の年間支出（最近の動向）●

単位：円

期間	外 食 合 計		和 食		洋 食	
	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均
1位	東京都 211,926	東京都 242,244	岐阜市 40,232	岐阜市 42,343	岐阜市 17,470	宇都宮市 20,348
2位	さいたま市 200,243	さいたま市 229,706	名古屋市 32,905	佐賀市 38,039	宇都宮市 16,710	横浜市 18,609
3位	名古屋市 198,819	名古屋市 215,806	高松市 32,641	名古屋市 36,901	名古屋市 16,559	岐阜市 18,601
4位	川崎市 186,221	川崎市 212,345	佐賀市 31,086	高松市 34,804	横浜市 15,536	名古屋市 18,154
5位	岐阜市 184,105	横浜市 209,099	金沢市 29,170	富山市 34,116	東京都 14,794	高松市 17,179
6位	横浜市 178,087	千葉市 202,838	富山市 28,886	静岡市 33,436	高松市 14,768	東京都 16,901
7位	金沢市 175,106	岐阜市 192,428	静岡市 28,124	金沢市 30,789	川崎市 14,344	静岡市 16,842
8位	神戸市 174,227	大津市 191,630	宇都宮市 26,986	宇都宮市 30,467	静岡市 14,180	水戸市 16,116
9位	千葉市 171,895	宇都宮市 189,726	川崎市 25,699	大阪市 29,611	水戸市 14,166	川崎市 15,982
10位	宇都宮市 167,791	神戸市 188,666	東京都 25,335	横浜市 28,548	札幌市 13,998	千葉市 15,836
	全 国 148,906	全 国 169,631	全 国 21,156	全 国 24,196	全 国 10,162	全 国 11,834

期間	す し (外食)		中 華 食		喫 茶 代	
	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均
1位	金沢市 22,802	金沢市 22,489	岐阜市 8,220	岐阜市 8,710	岐阜市 14,400	岐阜市 14,750
2位	静岡市 19,768	静岡市 21,387	神戸市 7,471	横浜市 8,503	名古屋市 12,308	名古屋市 14,148
3位	岐阜市 19,752	富山市 19,310	横浜市 7,444	堺市 7,632	東京都 11,598	東京都 13,605
4位	名古屋市 17,974	名古屋市 18,959	堺市 7,368	川崎市 7,489	さいたま市 10,326	さいたま市 12,604
5位	札幌市 17,474	岐阜市 18,914	川崎市 7,170	東京都 7,456	横浜市 10,076	横浜市 11,757
6位	富山市 17,453	札幌市 18,520	東京都 6,738	神戸市 7,416	川崎市 10,062	川崎市 11,593
7位	山形市 16,976	高知市 18,244	名古屋市 6,252	名古屋市 6,851	神戸市 9,284	千葉市 11,267
8位	高知市 16,590	宇都宮市 18,171	静岡市 5,872	京都市 6,753	京都市 8,882	京都市 10,345
9位	川崎市 16,500	川崎市 17,653	千葉市 5,821	静岡市 6,607	大津市 8,589	神戸市 10,159
10位	宇都宮市 16,209	相模原市 17,554	宇都宮市 5,780	宇都宮市 6,476	金沢市 8,484	奈良市 10,058
	全 国 14,320	全 国 15,325	全 国 4,250	全 国 4,683	全 国 7,621	全 国 8,829

期間	日本そば・うどん		中 華 そ ば		飲 酒 代	
	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均	R3～R5 平均	R4～R6 平均
1位	高松市 15,345	高松市 16,371	山形市 14,741	山形市 17,726	東京都 21,039	東京都 29,597
2位	静岡市 9,446	静岡市 11,270	新潟市 13,844	新潟市 14,696	高知市 20,488	さいたま市 25,558
3位	宇都宮市 8,129	山形市 9,687	宇都宮市 11,236	仙台市 13,696	さいたま市 16,269	高知市 24,282
4位	岐阜市 7,908	岐阜市 8,974	仙台市 11,207	宇都宮市 11,639	川崎市 14,172	熊本市 22,797
5位	山形市 7,873	宇都宮市 8,847	福島市 9,556	富山市 11,465	富山市 14,003	富山市 20,356
6位	前橋市 7,660	さいたま市 8,712	川崎市 9,117	福島市 11,116	福岡市 13,826	川崎市 20,065
7位	仙台市 7,480	仙台市 8,666	富山市 9,113	秋田市 10,389	神戸市 13,794	福岡市 19,832
8位	名古屋市 7,251	名古屋市 8,503	(22位) 岐阜市 7,143	(22位) 岐阜市 8,075	(45位) 岐阜市 7,212	(49位) 岐阜市 9,245
9位	富山市 7,185	岡山市 8,254				
10位	徳島市 7,111	浜松市 8,217	全 国 6,664	全 国 7,669	全 国 10,022	全 国 14,603
	全 国 5,903	全 国 6,744				

組合だより



クリーニング業組合

●経営支援セミナーの開催

岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合では、「経営支援セミナー」を令和7年5月25日に、OKBふれあい会館にて開催しました。組合加入促進活動の一環として、組合未加入店、他県組合へも参加募集を行い、当日は27名の方が参加されました。

講演テーマ「収益力を向上させるために必要なこと」と題し、大阪府クリーニング研究所所長桑野富夫氏にご講演を賜りました。「利益を生むクリーニング経営を実行するには」「高付加価値クリーニングを実現するために」など、大変有意義な講話でした。

講演後も参加者からの相談にもご対応していただきました。今後も組合員皆様の為になるセミナーの開催、加入促進へ繋げる活動も続けていきたいと考えております。



セミナーの様子



喫茶飲食組合

●岐阜モーニングプロジェクトへの参加

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合では、今般開始された岐阜県の提唱する県民運動「ぎふモーニングプロジェクト」の協力団体として参加しています。このプロジェクトは、地域に根付く「モーニング文化」を活かした新たな健康づくり政策として、岐阜県と県内の民間企業・団体によって推進されています。岐阜の朝の喫茶文化を活用して、県民が無理なく楽しく健康を意識できることが目的です。当組合としては、県内の協力喫茶店を募り実証的な健康施策の実施に協力するものです。プロジェクトの内容は、「・モーニングスタンプラリー：2店舗以上の登録店を巡り、スタンプを収集」、「・モーニングコンテスト：テーマに沿ったモーニングメニューのコンテストを実施」、「・ねんりんピック岐阜 2025：協力喫茶店としてブースを出店」、「・ねんりんパスポート：店舗ごとの特典（割引）をまとめた冊子を制作」となっています。

当組合としては、このプロジェクトを通じて、岐阜の喫茶文化を県内外に広くPRしてまいります。



飲食組合

●「もったいない岐阜めし」の普及による飲食組合の知名度の向上

岐阜県飲食生活衛生同業組合では、岐阜県が取り組む食品ロス削減、「食べきり運動」と連携し、当飲食組合が主体となって、岐阜県内の郷土料理、ソウルフード、名物グルメ等の料理を「もったいない岐阜めし」として言語化し、紹介・普及する取り組みを行うこととしました。「もったいない」は、環境保護や持続可能性の観点から世界共通語にもなっています。この「もったいない」をキーワードとして、岐阜の料理を「岐阜めし」として広く内外にPRするとともに、消費者及び非組合員に向けてアピールし、岐阜県飲食組合の知名度の向上を図っていきます。



料理組合

●全国料理業生活衛生同業組合連合会会長に就任

今般、当組合理事長である平井良樹氏が全国料理業生活衛生同業組合連合会（以下「全料連」という。）の会長に就任されました。全料連は、都道府県の料理組合で構成する連合組織で、業界の振興を目的として、各種の事業に取り組んでいる生衛法に基づき設立された団体です。

氏は、当組合事業として、HACCPなどの衛生基準が大きく変わったことへの対応として、デジタル化をどこよりも早く進め、業務の効率化、食の安全性に力を入れておられます。また、日頃から、日本の伝統料理、食文化について、全国津々浦々の地域情報を収集・発信することで、組合店に限らず県内すべての料理店の活性化につながるよう努められています。

さらには、インバウンドにより、県内のみならず日本へ訪れる外国人訪問客に対し日本料理、日本の食文化を理解していただくための正確な情報発信をしていきたいと考えておられます。

今後は、岐阜県の料理業界のリーダーから「未来の日本食の文化」を築くための全国の料理業界を牽引するリーダーとして活躍されることを期待しています。



社交飲食業組合

●デジタル化による誘客と組合員加入促進

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合では、令和7年度事業として、厚生労働省の生活衛生関係営業対策補助金を活用して、「社交飲食業における積極的なデジタル化による集客体制の整備とそれに伴う多面的な組合加入促進事業」を行います。この事業は、組合員の加入促進対策による組織拡大と組合加入店への集客強化を図ることを目的としています。

具体的には、組合加入促進対策として、組合加入メリットを表したQRコード付き加入促進チラシを作成します。QRコードから当組合HP（組合加入メリットを掲載）へアクセスができる仕組みとなっています。このチラシを、組合未加入店舗に巡回配布し組合員増加、組織の拡大を図るものです。組合員店舗への集客対策としては、旅館、ホテル、飲食店等にQRコード付きの当組合員店舗案内パネル（案）などを配置し、誘客を促すものです。QRコードから当組合HPに簡単にアクセスができ、各店舗紹介ページでお店を選び来店へつなげるものです。

現状、社交飲食業は厳しい環境下にありますが、今般の事業実施により当組合の活性化及び当業界の発展につながるよう努めてまいります。



鮓商組合

●大阪・関西万博への参加

今般、大阪府鮓商組合から岐阜県鮓商組合に依頼があり、大阪・関西万博に出店している大阪府鮓商組合員店の寿司職人として応援参加しました。主は、大阪府鮓商組合の方々ですが、他県組合の方も応援参加されていました。万博ラウンジ&ダイニングレストラン内に設けられている寿司カウンターエリアで、実際に寿司を握りますが、海外からのお客様の中には言

葉が通じない方もあり苦労しました。この万博参加のきっかけは、昨年10月、岩手県で開催された全国大会でこの話があり、岐阜県鮓商組合としては、よい経験となり得るとして参加することとしました。万博を通じて、日本の伝統食である「すし」を世界に情報発信するとともに、未来の食文化を考える場となりました。また、組合として、全国大会や万博に参加することは、色々な情報交換や、他県、他店とのつながりができ、自店でのお客様との話題の一つとなり、ひいてはリピーターの要因にもなっていると思います。このような繋がりは組合ならではの企画であり、組合のメリットであると考えます。今後とも、組合の発展と新規組合員の加入促進に努めてまいります。



寿司カウンターでの接客の様子

**あの日が目に浮かぶ
音楽がある**

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと
記憶に残るメロディや歌詞、心をふるわす音楽に出会った喜び。
音楽とその思いが未来へずっとつながるように。
私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生きみ出す作曲家・作家などの
創作活動をこれからはしっかりと支えていきます。

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-24-30 名店屋三井ビル本館 13F
TEL:052(583)-7590 FAX:052(583)-7594
<https://www.jasrac.or.jp/>

県生活衛生課からのお知らせ

○岐阜県収入証紙を廃止します。

電子申請によるオンライン納付の導入、申請窓口へのキャッシュレス決済端末の設置など、各種申請手数料の納付方法の多様化に伴い、岐阜県収入証紙を廃止します。

【廃止に関するスケジュール】

証紙販売終了：令和7年12月31日

証紙使用期限：令和8年9月30日

証紙買い戻し期限：令和12年12月31日

【参考】収入証紙により手数料を納付する主な手続き

- ・調理師免許申請手数料
- ・製菓衛生師免許申請手数料
- ・旅館業許可申請手数料
- ・理(美)容所使用前検査手数料 等

※岐阜県収入証紙の廃止については、県 HP で掲載していますので参考にしてください。

HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

○県では行政手続きのオンライン化を進めています。

行政相談や行政手続きのオンライン化など行政のDX推進が喫緊の課題となっています。

各自治体が個別に行政デジタル化に取り組むのは非効率であることから、行政相談に AI が自動応答するチャットボットや、行政手続のオンライン申請について、統一感のあるサービスを県と県内市町村で協力して整備していますので、ご活用ください。

- ・行政手続き⇒ 窓口予約、イベント予約などのオンライン申請化
- ・相談・問い合わせ⇒ 引っ越しや子育てなど幅広い分野の問い合わせにAIチャットボットで自動応答

※行政手続きのオンライン化については、県 HP で掲載していますので参考にしてください。

HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/138550.html>

日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係営業の皆様へ

生活衛生改善貸付のご案内

生活衛生改善貸付(衛経)は生活衛生関係営業の皆さまにご利用いただき、

令和5年10月、創設50周年を迎えることができました。

これからも生活衛生関係営業の皆さまに寄り添い、

次の50年に向け、新たな一歩を踏み出していきます。

【融資制度の概要】

ご利用 いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者（常時使用する従業員数が5人（旅館業及び興行場営業を営む方は20人）以下の会社または個人）であって生衛組合等の長の推薦を受けた方
融資限度額	2,000万円
お使いみち	運転資金…原材料・商品仕入、経費の支払いなど 設備資金…建物の新築・改装、車両・機械の購入・修理など
ご返済期間	10年以内〔うち据置期間2年以内〕
利率（年）	特別利率F
担保・保証人	不要

※ 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

生活衛生同業組合への加入について

○生活衛生同業組合は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。

○岐阜県には、次の13の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容業生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	乾 静雄
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐治会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	大塚 聖司
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	郷 義徳
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	山岡 利安
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮭商生活衛生同業組合	509-7206	恵那市長島町久須見 1085-9 金寿司内	0573-25-7212 0573-25-7212	市川 幸昌
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety 安全であること **S**anitation 清潔であること **S**tandard 安心であること
 3つのSを約束します。



11月は、
Sマーク
標準営業約款普及
登録促進月間
です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえい NAVI

無料

をご活用ください

ぜひ本アプリをインストールしてご利用ください。
 アプリのダウンロードとご利用は無料です。
 (下のQRコードからインストール)



iPhone 版



Android 版



新着情報

融資・補助金情報、セミナー・講習情報、感染症等公衆衛生関連情報、生衛業の新着情報を知ることができます！



検索機能

生衛業関連の情報をカテゴリー、地域、業種、キーワードの条件で探すことができます！



先進事例

経営改善の先進的な事例をテーマ(収益性、集客力、お客様満足度等)、業種、地域で検索し、閲覧できます！



経営診断

質問に回答していく形式で、自店の強み・弱みを診断し、経営を支援するためのマニュアルを参照できます。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5カ年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 ●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内（うち据置2年以内）
運転：7年以内（うち据置2年以内）
- 利率（年利） 設備：0.95%～
運転：1.7%～

※有担保の場合

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

保証人・担保不要

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）
運転：7年以内（うち据置2年以内）
- 利率（年利） 設備資金、運転資金ともに1.8%
(返済期間にかかわらず利率は一定)

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
500万円を超える場合[推せん書]が必要
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内（うち据置1年以内）
- 利率（年利） 設備：1.7%～
運転：対象外（別制度の利用）

※有担保の場合

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター（TEL：058-216-3670）
- 各生活衛生同業組合（P.11の名簿参照）
- 日本政策金融公庫 岐阜支店 国民生活事業（TEL：0570-04915）
多治見支店 国民生活事業（TEL：0570-049200）



(注) ●利率は、令和7年7月1日現在のものです。
●借入限度額は、業種によって異なります。

●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無によって利率は変わります。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。